

霧島市条例第 22 号

令和 8 年 3 月 27 日

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

#### 霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例

霧島市工場等立地促進に関する条例（平成17年霧島市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「工業の振興」を「産業の振興」に改める。

第 2 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 工場等 日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号。以下「分類表」という。）に規定する製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び郵便業に供する施設並びに研究開発施設、農林産物を工業的に生産する施設及び情報サービス施設をいう。
- (2) 研究開発施設 分類表に規定する自然科学研究所又は新たな製品の製造、新たな技術の開発若しくは現に企業化されている技術の著しい改善を目的とした試験研究のために使用する施設をいう。

第 2 条中第 11 号を第 13 号とし、第 6 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 5 号中「建設する」を「設置する」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「建設する」を「設置する」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「建設し、又は購入する」を「設置する」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (3) 農林産物を工業的に生産する施設 施設内で環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜、きのこ等の周年・計画生産が可能な植物工場生産施設等の施設をいう。
- (4) 情報サービス施設 分類表に規定する情報サービス業及びインターネット付随サービス業の施設をいう。

第2条に次の2号を加える。

(14) 親会社 事業者の総株主の議決権の過半数を有する他の会社をいう。

(15) 子会社 事業者がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、事業者及びその子会社の双方又は子会社単独によりその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、事業者の子会社とみなす。

第3条第2項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同項第5号中「建設」を「設置」に改め、同号を同項第3号とし、同条第3項中「及び前項第2号から第5号まで」を「、第2項各号及び第3項第2号」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 事業者の親会社若しくは子会社又は事業者と親会社が同一である他の会社（親会社  
がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社をいう。）であること。

第3条第3項第2号中「3年」を「5年」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 交付対象者が、事業者のうち工場等の新設等を行う目的で用地を取得するものである場合は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 工場等の用に供する土地を2,000平方メートル以上取得した後、5年以内に当該土地で工場等の操業を開始していること。

(2) 工場等が市内の次に掲げるいずれかの区域に設置されていること。

ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地

イ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区

ウ 市があつせんする工場等用地

エ その他市長が工場等用地として適当と認める区域

4 交付対象者が、情報サービス施設の事業者のうち工場等の新設等を賃貸借により行うものである場合は、賃借物件を賃借した日から2年以内に操業を開始していなければならない。

第4条の見出し中「種類及び額」を「種類、額等」に改め、同条中「種類及び額」を「種類、額等」に、「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

| 補助金の種類 | 補助金の額         | 補助対象要件 | 交付回数又は交付対象期間 | 限度額      |
|--------|---------------|--------|--------------|----------|
| 工場等用   | 事業者等が新たに取得した土 | 新設等    | 1回限り         | 6,000万円を |

|                                     |                                                                                                                                    |     |                             |                   |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------------|-------------------|
| 地 取 得 費<br>補助金                      | 地（造成費を含む。）のうち市長が工場等の用に供したと認める土地の取得価格の 100 分の 40 以内の額                                                                               |     |                             | 限度として規則で定める額      |
| 大 規 模 工<br>場 等 用 地<br>取 得 費 補<br>助金 | 事業者等が新たに取得した土地（造成費を含む。）のうち市長が工場等の用に供したと認める土地の取得価格の 100 分の 40 以内の額                                                                  | 新設等 | 1 回限り                       | 5 億円を限度として規則で定める額 |
| 雇 用 促 進<br>補助金                      | 新規地元雇用者の数に 30 万円を乗じて得た額（新規地元雇用者に障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 1 号に掲げる者をいう。）があるときは、当該障害者の数に 10 万円を乗じて得た額を加算するものとする。） | 新設等 | 1 回限り                       | 1,000 万円          |
| 賃 借 料 補<br>助金                       | 情報サービス施設の事業に供する施設の賃借料（共益費を含み、敷金、権利金その他これに類する経費を除く）の 100 分の 50 以内の額                                                                 | 新設等 | 操 業 開 始 の<br>日 か ら 3 年<br>間 | 1,000 万円          |
| 通 信 回 線<br>使 用 料 補<br>助金            | 情報サービス施設の事業に供する通信回線使用料の 100 分の 50 以内の額                                                                                             | 新設等 | 操 業 開 始 の<br>日 か ら 3 年<br>間 | 1,000 万円          |

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市工場等立地促進に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に立地協定を締結した事業者等について適用し、同日前に立地協定を締結した事業者等については、なお従前の例による。

（霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例の一部改正）

3 霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例（平成 29 年霧島市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

|                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|
| 製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 情報サービス業 インターネット付随サービス業 研究開発施設 農林産物を工業的に生産する施設 |
|------------------------------------------------------------------------|

備考 業種の分類は、霧島市工場等立地促進に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 246 号）に定める分類による。